

## 32 一般社団法人宮城県農業会議

### 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			代表者	会長 中村 功			
電話	022-275-9164	ファックス	022-276-3899	ホームページ	<a href="https://www.miyanoukai.jp/">https://www.miyanoukai.jp/</a>			
設立	昭和29年9月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	農政部 農業振興課			
出資等の状況	第1位	- ( - )	第2位	- ( - )	第3位	- ( - )	その他	- ( - )
		千円		千円		千円		千円
設立目的(定款等)	農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施及び農業生産力の増進並びに農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する。						出資等総額	0 千円 ( 0.0% )

### 2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	農業者年金業務事業	7,264	7,510	8,276	農業委員会の農業者年金指導業務と相談業務、普及啓発支援業務
	全体事業に占める割合	8.6%	9.3%	9.9%	
事業2	機構集積支援事業	8,200	5,747	8,086	農業委員会の農地利用調整活動、農業委員等の資質向上に向けた支援業務
	全体事業に占める割合	9.7%	7.1%	9.7%	
事業3	農の雇用事業	4,998	6,097	5,419	農業法人等が新規就農者等の雇用創出に向けて行う実践研修に対する支援業務
	全体事業に占める割合	5.9%	7.5%	6.5%	
その他の事業	情報提供推進事業 他	64,241	61,499	61,752	農業委員会における情報提供活動、新規就農者の相談、農業経営者の経営能力の向上支援業務
	全体事業に占める割合	75.8%	76.1%	73.9%	
全体事業費		84,703	80,853	83,533	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

### 3 評価

#### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県ネットワーク機構として、農業委員会等に関する法律が定める農業委員会ネットワーク機構業務を適正かつ確実に実施するとともに、関係団体の支援を通じ農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図る。	各市町村農業委員会に対し必要な助言・支援・協力をを行い、活動の適正化・透明化・円滑化等に資すること。特に、農業委員会法の改正により重点化された「農地等の利用の最適化の推進」に向けた支援が期待される。

#### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
新型コロナウイルス感染症の影響により農業委員等に対する研修を一部中止したが、研修内容のDVDを作成する等代替えを行い当初の目的を達成した。その他の事業も経費を押さえつつ、出来るだけ効果が上がるよう実施した。	国の補助金が削減されている中で、広範囲にわたる年間事業計画を確実に実施している。農地集積に係る業務量も増加しているが、限られた予算を有効に活用しながら適切に取り組んでいる。

#### (3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	令和3年度はコンプライアンス規程を制定し、団体としてのコンプライアンスの確保に努めた。会計監査については全国組織と連携して税理士等の関与の必要性を引き続き検討する。	コンプライアンス違反事例もなく、職員に対する啓発等研修の場も設定しており、また、未整備となっていたコンプライアンスに関する規程についても制定され、評価できる。	B
ロ 財務の健全性 ※1	事業収益団体ではないので正味財産比率を大きく高めることは不可能である。事業収入に合わせた業務の執行により財務の健全性を保つ。	国の補助金が削減されている中で、経常収支が赤字とならないよう努力しており、評価できる。正味財産比率を高めることは困難であるが、限られた財源の中で、業務規程に定める活動事項に取り組んでいる。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	本会の責務と業務は増大しているが、収入は限られており、業務を見直し必要性和効果を高め業務を行い、今後とも期待に沿った活動に留意する。	国の交付金の減額による厳しい財政状況の中で経費節減に取り組み、また、コロナ禍により各種事業の遂行が困難な中、臨機応変に対応し、事業の質の維持に努めている。今後、法改正に伴う農業委員会の役割強化に伴い、その資質向上・支援等を行う当団体の重要性は増しており、今後より一層効果的かつ効率的な組織運営となるよう指導していく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	56,677	61,615	66,862	5,247
	流動資産	56,677	61,615	65,991	4,376
	固定資産	0	0	871	871
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	55,548	57,957	60,709	2,752
	流動負債	3,319	4,588	25,427	20,839
	固定負債	52,229	53,369	35,282	△ 18,087
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	1,129	3,658	6,153	2,495
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	1,129	3,658	6,153	2,495	
正味財産増減計算書	経常収益	102,805	99,667	102,489	2,822
	うち事業収益	0	0	0	0
	経常費用	102,469	97,139	99,994	2,855
	うち管理費	17,765	16,286	16,460	174
	評価損益等調整前当期経常増減額	336	2,528	2,495	△ 33
	当期経常増減額	336	2,528	2,495	△ 33
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	336	2,528	2,495	△ 33
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	336	2,528	2,495	△ 33	
県の財政的関与	補助金	13,443	8,481	10,786	2,305
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	54,099	54,219	54,199	△ 20
	補助金等合計	67,542	62,700	64,985	2,285
	総収入 ※3	102,805	99,667	102,489	2,822
	総収入に対する補助金等割合	65.7%	62.9%	63.4%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金: 随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	2.0%	5.9%	9.2%	3.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1707.7%	1343.0%	259.5%	-1083.5%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	0.3%	2.5%	2.4%	-0.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	17.3%	16.3%	16.1%	-0.2%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 ( 1 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	16 ( 0 )	16 ( 0 )	16 ( 0 )	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	9	10	11	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	プロパー職員	7	8	9					
	県OB	2	2	2	常勤職員(プロパー)				
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	41.1			
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
上記以外の職員(※5)	2	1	2						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %	不足数	-

※4 常勤職員: プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員: 任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

### 3 2 一般社団法人宮城県農業会議

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	□	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
財産目録	□				
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□				
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
合計（10点満点）				6	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
令和3年度はコンプライアンス規程を制定し、団体としてのコンプライアンスの確保に努めた。会計監査については全国組織と連携して税理士等の関与の必要性を引き続き検討する。	コンプライアンス違反事例もなく、職員に対する啓発等研修の場も設定しており、また、未整備となっていたコンプライアンスに関する規程についても制定され、評価できる。	B

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

### 32 一般社団法人宮城県農業会議

#### <財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	4
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外	0	2
		②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期	1	
		③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				10

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
事業収益団体ではないので正味財産比率を大きく高めることは不可能である。事業収入に合わせた業務の執行により財務の健全性を保つ。	国の補助金が削減されている中で、経常収支が赤字とならないよう努力しており、評価できる。 正味財産比率を高めることは困難であるが、限られた財源の中で、業務規程に定める活動事項に取り組んでいる。	B

<参考指標>
合計点が 11~13点の場合：A(概ね良好) 7~10点の場合：B(改善の余地あり) 3~6点の場合：C(改善措置が必要) 0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)